

訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定期
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1176 単位	日割の場合	39 単位
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		(2)1週に2回程度の場合		2349 単位	日割の場合	77 単位
A2	1211	訪問型独自サービス12		(3)1週に2回を超える程度の場合		3727 単位	日割の場合	123 単位
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	□ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287 单位	287	1回につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(2)生活援助が中心である場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合 (二)所要時間45分以上の場合	179 単位 220 单位	179 220
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163 单位	163	
A2	2411	訪問型独自サービス21	高齢者虐待防止 措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12 単位減算	-12
A2	2511	訪問型独自サービス22			日割の場合		1 单位減算	-1
A2	2621	訪問型独自サービス23			(2)1週に2回程度の場合		23 单位減算	-23
A2	1411	訪問型独自短時間サービス			(3)1週に2回を超える程度の場合		1 单位減算 37 单位減算	-1 -37
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11		□ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 单位減算	-3
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			(2)生活援助が中心である場合		2 单位減算 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 (二)所要時間45分以上の場合	-2 -2
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 单位減算	-2
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12 单位減算	-12
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			日割の場合		1 单位減算	-1
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			(2)1週に2回程度の場合		23 单位減算	-23
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21			(3)1週に2回を超える程度の場合		1 单位減算 37 单位減算	-1 -37
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		□ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 单位減算	-3
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(2)生活援助が中心である場合		2 单位減算 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 (二)所要時間45分以上の場合	-2 -2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 单位減算	-2
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12 单位減算	-12
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合		1 单位減算	-1
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2)1週に2回程度の場合		23 单位減算	-23
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		□ 1月当たりの回数を定める場合	(3)1週に2回を超える程度の場合		1 单位減算 37 单位減算	-1 -37
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 单位減算	-3
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			(2)生活援助が中心である場合		2 单位減算 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 (二)所要時間45分以上の場合	-2 -2
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 单位減算	-2
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	特別地域加算	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 单位減算	-3
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23			(2)生活援助が中心である場合		2 单位減算 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 (二)所要時間45分以上の場合	-2 -2
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 单位減算	-2
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	中山間地域等における小規模事業所加算	特別地域加算	(1)1週に1回程度の場合		所定単位数の 10% 減算	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		中山間地域等における小規模事業所加算	(1)1週に1回程度の場合		所定単位数の 12% 減算	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	(1)1週に1回程度の場合		所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			(1)1週に1回程度の場合		所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	(2)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			(1)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			(2)生活機能向上連携加算(Ⅲ)		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	介護職員等処遇改善加算	八 初回加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		50 単位加算	50
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ			(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		200 単位加算	200
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		100 单位加算	100
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算		六 口腔連携強化加算	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		200 单位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		50 单位加算	50
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			月1回限度			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	介護職員等処遇改善加算	六 口腔連携強化加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 245/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 224/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 182/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 145/1000 加算	